

— 新型コロナ施策情報 —
京都府「時短・休業要請等に対する協力金」
舞鶴市「売上減少に伴う支援金」

京都府

●「緊急事態措置協力金」

「緊急事態宣言」の終了にともない、6月1日から6月20日の全ての期間で休業や時短要請に協力した店舗に対して支給される京都府の「緊急事態措置協力金」の受け付けが始まりました。

申請受付期限 8月2日(月)

申請方法 WEBまたは郵送で申請

●「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」

引き続き、6月21日から7月11日までの期間で、「まん延防止等重点措置」による飲食店等への営業時間短縮の要請がおこなわれています。

要請内容と協力金の支給要件の概略は次のとおりです。

なお、協力金の申請については、要請期間終了後に開始される予定となっています。

飲食店等に対する営業時間短縮の要請内容

対 象	飲食店、喫茶店、遊興施設等で食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗
期 間	6月21日0時から7月11日24時まで
要請内容等	<p><営業時間> 5時～21時</p> <p><酒類提供> 11時～20時30分</p>
酒類提供要件	①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること
協力金の支給	<p>1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり(定休日除く)事業規模(売上高)に応じて、2.5万円～7.5万円/日</p> <p>※酒類提供をする飲食店等は、酒類提供要件に係る「チェックリスト」について京都府による確認を受けていること。</p>

詳しくは京都府のホームページ(www.pref.kyoto.jp)をご確認ください。

○問い合わせ

協力金コールセンター(Tel 075-365-7780)

舞鶴市

●「事業継続月次支援金」

今年の4月以降、緊急事態措置にともなう休業や時間短縮営業または不要不急の外出・移動の自粛で、対象月の売上が2019年または2020年の同月と比べて30%以上50%未満減少している事業者に対して舞鶴市から「月次支援金」が支給されます。

申請受付期限 9月30日(木)

減少額 基準月の売上額－対象月の売上額

(基準月＝2019年または2020年における対象月と同じ月)

対象月 2021年4・5・6・7月

支給額 〈一般〉

- ・法人(中小企業)はひと月あたり上限10万円
- ・個人はひと月あたり上限5万円

〈飲食店と取引がある酒類販売事業者〉

- ・法人(中小企業)はひと月あたり上限20万円
- ・個人はひと月あたり上限10万円

申請方法 郵送(レターパック)または窓口

●「事業者感染防止促進事業費補助金」

施設(店舗)内の感染リスクに対して、感染防止対策を講じる機器の導入に補助が受けられます。

対象者 飲食店・喫茶店・商店街等の店舗

補助対象 非接触型体温計

上限3万円/店 2/3補助

CO2濃度測定器

上限3万円/店 2/3補助

※府補助金と併用の場合1/8補助

○問い合わせ・申請先

〒625-8555 舞鶴市北吸1044

舞鶴市 産業振興部 産業創造・雇用促進課内

事業者支援特別相談窓口(Tel 66-0028)